

(削除部分は取り消し線、追加部分は下線で表す)

## ベトナム知的財産法の改正法 第 12 期国会第 5 回会議の 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号

51/2001/QH10 号の決議に従って改正された 1995 年のベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、ベトナム国会は 50/2005/QH11 号の知的財産法の改正法を公布した。

### 第 1 条

知的財産法の諸条項を改正し、追加する。

### 第 3 条 知的所有権の対象

(1)著作権の対象は、文学的、美術的及び科学的著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号を含む。

(2)工業所有権の対象は、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を含む。

(3)植物品種の権利の対象は、植物の増殖素材及び収穫素材を含む。

### 第 4 条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。:

(1)知的所有権とは、組織又は個人の有する知的所有権であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。

(2)著作権とは、組織又は個人により創出され又は所有される著作物に対するそれらの者の権利である。

(3)著作隣接権(以下「隣接権」という)とは、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号に係る組織又は個人の権利である。

(4)工業所有権とは、組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。

(5)植物品種の権利とは、組織又は個人により創出され又は発見及び開発され、かつ当該組織又は個人の所有権に該当する植物新品種に対する当該組織又は個人の権利である。

(6)知的所有権所有者とは、知的所有権の所有者、又は当該所有者よりその権利の譲渡を受けた組織若しくは個人である。

(7)著作物とは、その表現の態様又は形態の如何を問わず、文学的、美術的及び科学的分野において創出された各制作物であ

(8)二次的著作物とは、1 の言語から他の言語に翻訳され、改作され、修正され、変形され、編集され、注釈が付され、また精選された著作物である。

- (9)公表著作物、レコードとは、十分な量の写しを以って公衆へ頒布することを目的として、著作権所有者、隣接権所有者の承諾を得て、既に公開されている著作物又はレコードである。
- (10)複製するとは、態様又は形態の如何を問わず、著作物又はレコードの1または複数の写しを作成することをいい、電子形式による当該著作物の恒常的又は暫定的バックアップ写しの作成を含む。
- (11)放送とは、有線又は衛星によるものも含めた無線手段により、公衆が選択した場所又は時間において受信できるように、著作物、実演、レコード若しくは放送番組の音響、又は映像及び音響を公衆へ送信することをいう。
- (12)発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である。
- (13)工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩、又はそれらの組合せにより表現された製品の外観である。
- (14)半導体集積回路とは、その最終形態又は中間形態での製品であって、少なくとも1つの能動素子を含む素子及び相互接続の一部又は全部が半導体材料中又はその上に集積的に形成されたものであり、かつ、電子的機能を果たすことを意図したものをいう。「集積回路」は「IC」、「チップ」及び「マイクロ電子回路」と同義語である。
- (15)半導体集積回路の回路配置(以下「回路配置」という)とは、半導体集積回路における回路素子及び当該素子の相互連結の3次元配置である。
- (16)商標とは、異なる組織又は個人の商品又はサービスを識別するために使用される何らかの標識である。
- (17)団体標章とは、当該標章所有者である組織の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章である。
- (18)証明標章とは、出所、素材、原材料及び商品生産の方法又はサービス提供の方法、当該商品又はサービスの品質、正確度、安全性又はその他の特質に関係する特質を証明するために、組織、個人が自らの商品又はサービスに使用することをその所有者により許諾された標章である。
- (19)連合標章とは、同一所有者により登録される標章であって、同一か又は相互に類似し、同一若しくは類似の又は相互関連の商品及びサービスに使用される標章である。
- (20)周知標章とは、ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章である。
- (21)商号とは、当該名称を付している事業体を、同一分野及び地域において行動している他の事業体から識別するため、事業上使用される組織又は個人の名称である。本項に規定する事業の地域とは、事業体が事業パートナー、顧客又は名声を有する地理的地域とする。

(22) 地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である。

(23) 営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。

(24) 植物品種とは、最低の既知順位、形態的均一性、増殖循環における安定性についての単一植物分類群内の植物群であって、遺伝子型又は遺伝子型の組合せにより表現された表現型により識別することができ、また少なくとも1の遺伝子的表現型において他の植物群から識別することができるものである。

(25) 保護証書とは、発明、工業意匠、回路配置、標章、地理的表示の権利及び植物品種の権利を確定するために国家当局により組織、個人に対して付与される書類である。

(26) 増殖素材とは、増殖又は栽培用の新しい植物に成長し得る植物或いはその部分である。

(27) 収穫素材とは、増殖素材を栽培して得た植物又はその部分である。

## 第7条. 知的所有権の制限

(1) 知的所有権所有者は、本法に規定する保護の範囲及び期間の範囲内でその者の権利を行使することができる。

(2) 知的所有権の行使は、国益、他の組織又は個人の、公的若しくは正当な権利及び利益を侵害してはならず、関係法の他の適用規定に違反してはならない。

(3) 国家の防衛、安全保障、人民の生存並びに本法において言及する国家及び社会の他の利益を保証するための状況下において、国家は、知的所有権所有者の権利の行使をそれらの者に対して禁止し若しくは制限する権利、又は他の組織若しくは個人が、適切な条件に従うことを条件として、それらの者の1又は2以上の権利を使用することを許諾するようそれらの者に強制する権利を有する。国家の秘密としての発明に対する権利の制限は、政府の諸規定に従って行う。

## 第8条. 知的所有権に関する国家の方針

(1) 知的所有権所有者及び公益の等しい利益を保証することを根拠として組織及び個人の知的所有権を承認し、かつ、保護すること、また社会道徳、公共の秩序に反し、又は国家の防衛及び安全保障に有害な知的所有権を保護しないこと

(2) 社会経済的発展に貢献し、かつ、人民の物質的及び精神的生活を向上させるため、創造活動、知的所有権資産の利用を奨励し、かつ、促進すること

(3) 公益のために知的所有権の譲渡、利用に財政的支援を提供すること、また国内及び外国の組織、個人に対し、創造活動及び知的所有権保護に融資することを奨励すること

(4) 知的所有権保護の分野及び知的所有権保護に係る科学技術の研究、応用の分野に係る職員、公務員及び国民の研修、向上に優先権を与えること

(5) 国の経済社会発展及び国際経済との統合を図って社会全体に対して知的所有権保護体制の能力の向上に投資することを奨励すること

## 第 14 条. 保護著作物の形態

(1)保護される文学的, 美術的及び科学的著作物は, 次のものを含む。

(a)文学的及び科学的著作物, 教科書, 教材及び文字又は他の記号の形態で表現されたその他の著作物

(b) 講演, プレゼンテーション及びその他の演説

(c) ジャーナリズムの著作物

(d) 音楽の著作物

(d) 演劇の著作物

(e)映画の著作物及び類似の方法により創作された著作物(以下「映画の著作物」という)

(g) 美術の著作物及び応用美術の著作物

(h) 写真の著作物

(i) 建築の著作物

(k) 地勢、建築物及び科学的著作物に関する図形, スケッチ, 地図, 図面

(l) 民俗芸術的及び文学的著作物

(m) コンピュータ・プログラム及びデータ編集

(2)二次的著作物については, それらが二次的著作物を作るのに使用された著作物に係る著作権を侵害しないときにのみ, (1)に従い保護されるものとする。

(3)(1)及び(2)に規定する保護著作物は, 他人の著作物を複製することなく著作者の知能により直接創出されたものでなければならない。

(4)政府は(1)の規定に従い保護著作物の形態について詳細な指針を制定する。

## 第 25 条.

### 許可を取得せず, ロイヤルティ, 報酬も支払わずにする公表著作物の使用

(1)許可を取得せず, ロイヤルティ, 報酬も支払わずにする公表著作物の使用には, 次の形態がある。

(a) 科学的研究及び個人教授の目的で単一の写しを作成すること

(b)注釈のため又は自身の著作物における説明のための合理的な著作物の引用であって, それらの内容の変更なしに行うもの

(c)記事, 定期刊行物, ラジオ及びテレビ番組, 並びにドキュメンタリー映画に使用するための著作物からの引用であって, それらの内容の変更なしに行うもの

(d)商業目的でなく学校教育のための著作物からの引用であって, 内容の変更なしに行うもの

(d) 研究目的での図書館における保管図書用の著作物の複製

(e)文化振興集会又は宣伝キャンペーンにおいて演劇作品及び他の形態での実演芸術を無料で実演すること

- (g) 公共情報及び教育目的で実演を直接に記録及び報道すること
  - (h) 紹介の目的で既に公表展示された美術、写真及び応用美術の著作物を写真撮影又はテレビ放映すること
  - (i) 著作物をブライユ点字等へ翻訳すること
  - (k) 個人使用のみのために他人の著作物の写しを輸入すること
- (2)(1)に規定する著作物を使用する者及び法人は、当該著作物の通常の利用に如何なる影響も及ぼしてはならず、また著作者又は著作権所有者の権利を害してはならない。それらの者は、著作者の名称及び著作物の出所についての情報を提供しなければならない。
- (3)(1)の(a)と(d)における諸規定はに規定する著作物の如何なる使用も、建築物、造形の著作物又はコンピュータ・プログラムには適用されない。

## 第 26 条. 許可を取得しないが、ロイヤルティ、報酬を支払ってする公表著作物の使用

(1) 放送番組を実施する広告等何らかの形態による資金提供を受けて放送するために公表著作物を直接的かつ間接的に使用する組織は、著作権所有者から許可を取得しなくてもよいが、政府規制に従い使用時点から著作権所有者にロイヤルティ又は報酬を支払わなければならない。ロイヤルティ、報酬と他の物的な権利、及びお支払いの方法は双方の合意で決められる。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。

広告等何らかの形態による資金提供を受けずに放送するために公表著作物を使用する組織は、著作権所有者から許可を取得しなくてもよいが、政府規制に従って使用時点から著作権所有者にロイヤルティ又は報酬を支払わなければならない。

(2) 組織及び個人は、(1)に規定する著作物を使用するときは、著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、著作者若しくは著作権所有者の権利を害してはならず、また著作者の名称及び当該著作物の出所についての情報を提供しなければならない。

(3)(1)にいう著作物の使用は、映画の著作物には適用されない。

## 第 27 条. 著作権保護の期間

(1) 第 19 条(1)、第 19 条(2)及び第 19 条(4)に規定する人格権は、無期限に保護されるものとする。

(2) 第 19 条(3)に規定する人格権及び第 20 条に規定する所有権は、次の期間で保護されるものとする。

(a) 映画の著作物、写真の著作物、演劇の著作物、応用美術の著作物、匿名の著作物は、それらの最初の公表から ~~50~~ 75 年の保護期間を有する。映画の著作物、写真の著作物、演劇の著作物、応用美術の著作物が固定されてから ~~50~~ 25 年以内に公表されなかったときは、保護期間は、当該著作物の固定から ~~50~~ 100 年とする。匿名の著作物に関しては、著作者に関する情報が入手可能のときは、保護期間は(b)の規定に従い算定されるものとする。

(b) (a)に言及のない何らか他の種類のその他の著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から 50 年間の保護期間を有する。共同著作者により創作された著作物に関しては、保護期間は、最後の生存共同著作者の死亡の年後 50 年目に終了する。

(c) (a)及び(b)に規定する保護期間は、当該保護期間の終了した年の12月31日の24時に終了する。

### 第30条. レコードの制作者の権利

(1)レコードの制作者は、次の行為の何れかを実行し又は委任する排他権を有する。

(a) その者のレコードを直接的又は間接的に複製すること

(b)レコードの原本又は写しを輸入、販売、賃貸若しくは頒布、又は公衆が入手できる何らか他の技術的手段により、公衆に頒布すること。

(2)レコードの制作者は、その者のレコードが公衆に頒布されるときは、物的給付を得る権利を有する。

### 第33条. 許可を取得しなくて良いものが、ロイヤルティ及び報酬を支払う必要がある隣接権の行使

(1) 次の場合において隣接権を行使する広告等何らかの形態による資金提供を受けて放送するために商業目的の公表レコードを直接的かつ間接的に使用する組織及び個人は、 著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作業者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に合意に基づくロイヤルティ又は報酬を使用時点から支払う義務がある。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。

広告等何らかの形態による資金提供を受けずに放送するために商業目的の公表レコードを直接的かつ間接的に使用する組織及び個人は、 著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作業者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に政府の諸規定に従って使用時点からロイヤルティ又は報酬を支払う義務がある。

(2) 営業および商業活動で公表レコードを使用する組織及び個人は、 著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作業者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に合意に基づくロイヤルティ又は報酬を使用時点から支払う義務がある。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。

(3) 本条の(1)と(2)にいう権利を使用する組織及び個人は、 実演、録音／録画及び放送番組の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、また実演者、録音／録画制作業者及び放送組織の権利を害してはならない。

### 第41条. 著作権所有者が著作権譲受人である場合

(1) 契約による合意に従い第20条及び第19条の3.に規定する権利の一部又は全部の譲受人である組織、個人は、著作権所有者であることとする。

(2) 匿名の著作物を管理している組織、個人は、その著作者の名称が明確になるまで所有者としての権利を受けられる。

### 第42条. 著作権所有者が国家である場合

(1) 次の著作物は、国有著作物とする。

(a) 第41条(2)に規定する場合を除く匿名の著作物

(b)保護期間中保護されている著作物であって、その所有権所有者が相続人なしで死亡したか、又は相続人はいても当該著作物の権利を放棄しており若しくは当該権利を有していないもの

(c) 著作権所有者により所有権が国家に譲渡されている著作物

(2) 政府は、国有著作物の使用に関する特別規定を制定する。

## 第 87 条. 標章の登録を受ける権利

(1)組織又は個人は、その者が生産し又は提供した商品又はサービスに使用される標章の登録を受ける権利を有する。

(2)第三者により生産された製品の取引に適法に従事する組織又は個人は、当該製品に使用されるべき標章について、当該生産者が当該標章を使用せず、かつ、登録に異論を唱えないことを条件として、その登録を受ける権利を有する。

(3)適法に設立された団体組織は、団体標章の使用に関する規約に従いその構成員により使用されるべき団体標章の登録を受ける権利を有する。商品又はサービスの原産地を表示する標識に関しては、登録を受ける権利を有する組織は、関係地域において商品又はサービスの生産若しくは取引に従事する組織又は個人からなる団体とする。ベトナム各地の原産地、名産物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。

(4)商品又はサービスの品質、特質、原産地又はその他の関係基準を管理及び証明する機能を有する組織は、当該組織が当該商品又はサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件として、証明標章の登録を受ける権利を有する。ベトナム各地の原産地、名産物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。

(5)2以上の組織又は個人は、次に掲げることを条件として、その共同所有者になるために標章を共同して登録する権利を有する。

(a)当該標章の使用が、共同所有者全員の代理で行われ、又は共同所有者全員が当該生産若しくは取引に従事している商品若しくはサービスについて行われること

(b)当該標章の使用により、商品又はサービスの出所について消費者に何らの混同も生じさせないこと

(6)(1)から(5)までに規定する登録を受ける権利を有する者は、登録出願後であっても、契約書、遺贈又は準法相続により他の組織又は個人に当該権利を譲渡することができる。ただし、譲受人が登録を受ける権利を有する者に適用される各基準を満たすことを条件とする。

(7)標章所有者の代表者又は代理人に当該標章の登録を禁止しており、かつ、ベトナム社会主義共和国もまたその締約国である国際条約の締約国において保護されている標章に関しては、当該代表者又は代理人は、合法的理由を援用可能な場合を除き、当該標章所有者が合意しない限り、当該標章を登録することを許可されないものとする。

## 第 90 条. 先願の原則

(1) ~~同一発明を登録するため、又は同一若しくは相互に殆ど異なる発明、工業意匠を登録する~~願書が複数である場合、又は同一又は類似の商品又はサービスに関して、同一若しくは相互に混同を生じる程に類似の標章を登録するために数人の者が 2 以上の出願をする場

合は、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす願書の中で最先の出願日或いは優先日を有する願書の合法的な発明や工業意匠に付与される。

(2) 同一又は類似の商品又はサービスに関して、同一若しくは相互に混同を生じる程に類似の標章を登録するために数人の者が2以上の出願をする場合、及び一人が同一の商品・サービスに対して同一の標章を登録するために2以上の出願をする場合、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす願書の中で最先の出願日或いは優先日を有する合法的な願書の標章に付与される。

(3) 本条の(1)と(2)に規定する2以上の出願が共に保護証書交付に係る全条件を満たし、かつ、共に最先の出願日と優先日を有する場合は、保護証書は、全出願人の合意に従いそれら出願からの単一出願の対象に関してのみ、これを付与することができる。当該合意がないときは、すべての出願のそれぞれの対象に対する保護証書の付与が拒絶されるものとする。

### 第119条. 工業所有権登録出願を処理する期限

(1) 工業所有権登録出願は、出願日から1月以内に方式について審査されるものとする。

(2) 工業所有権登録出願は、次の期限内に実体について審査されるものとする。

(a) 発明登録出願については、出願の実体審査請求が公開日前に行われたときは当該出願の公開日から、又は当該請求が公開日後に行われたときは、当該出願の実体審査請求の日から12 18ヶ月以内。

(b) 標章登録出願に関して、当該出願の公開日から 6 9ヶ月以内

(c) 工業意匠の登録出願に関して、当該出願の公開日から7ヶ月以内

(d) 地理的表示の登録出願に関して、当該出願の公開日から6ヶ月以内

(3) 工業所有権登録出願の再審査に係る期限は、原初審査の期限の3分の2に等しいものとするか、又は複雑な場合は、原初審査の期限まで延長可能とする。

(4) 出願者が願書を補正又は補充するために許容される期間は、本条の(1)、(2)及び(3)にいう期限には算入されない。願書の補正・補充に関する要求の処理期間は、本条の(1)と(2)に記述する当該審査期間の3分の1を超えないこととする。

### 第 134 条. 発明及び工業意匠に対する先使用权

(1) 発明又は工業意匠に係る登録願書の出願日又は優先日の前に、登録出願書類に記載されているが、独立して創出した、保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者(以下「先使用权の所有者」という)は、保護証書がその者に付与された後、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく又は補償金を支払うことなく、公開日前の実施又は準備と同一の範囲及び量内で当該実施を継続する権利を有する。発明又は工業意匠の先使用权の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。

(2) 発明又は工業意匠に対する先使用权の所有者は、当該権利を他人に対して移転する権利を有さないものとする。ただし、当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備と共に移転される場合を除く。先使用权の所有者は、発明又は工業意匠の所有者により許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

## 第 154 条. 工業所有権代理業務を遂行する条件

次の条件を満たす組織は、工業所有権代理機関として工業所有権代理業務を遂行する権利を有する。

(1) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、適法に設立され、運営されている企業、合  
作社、又は科学技術サービス組織であること。

(2) 工業所有権代理業務を遂行する機能を有し、それが事業登録証明書又は事業経営登録証明書(以下「事業登録証明書」という)に記録されていること

(3) 当該組織の所長又は当該所長により授権された者は、第155条(1)に規定する工業所有権業務の実務に係る条件を満たさなければならない。

## 第157条. 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人

(1) 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人は、植物品種を育成し若しくは発見及び開発したか、又は植物品種を育成し若しくは発見及び開発する業務に投資した組織若しくは個人であり、又は植物品種に係る権利の移転を受けた者である

(2) (1)に記載する組織、個人は、ベトナムの組織、個人;並びにベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国の組織及び個人;ベトナムにおいて本部・恒久住居を登録しているか又はベトナムにおいて植物品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国組織、個人;ベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国において本部・恒久住居を登録しているか、又は植物品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国の組織、個人を含む。

## 第 160 条. 植物品種の識別性

(1)植物品種は、他の品種であって、その存在が出願日又は場合に応じて優先日において周知のものから1又は複数の主な特質において明確に識別できるときは、識別性を有するとみなす。

(2) 本条の(1)に規定する周知の品種とは、次の場合のいずれかをいう。

(a)当該品種の増殖素材又は収穫素材が、登録出願の時点で世界の何れかの国の市場において広範に使用されている場合

(b) 何れかの国において当該品種が保護されており、又は植物品種の一覧に登録されている場合

(c) 当該植物品種が、出願書類様式が拒絶されなかったことを条件として、何れかの国において保護又は植物種の一覧に係る登録出願の対象である場合

(d) その説明が公表された植物品種の場合

## 第 163 条. 植物品種の名称

(1) 登録人は、植物品種に対する権利を管理している政府の機関に植物品種の適切な名称を提案しなければならないが、この名称は、ベトナム社会主義共和国と植物品種保護に関する協定を結んでいる何れかの国において保護を登録された名称と同一のもでなければならない。

(2)品種は、それが同一種又は類似種において周知の他の全品種から識別できるときは、適正に命名されたとみなす。

(3) 植物品種の名称は、次の場合は適正であるとみなさない。

(a) 数字のみから構成される場合。ただし、当該数字が植物品種の特異性又は指定の確定に関係する場合を除く

(b) 公序良俗に反する場合

(c) 当該品種の特徴又は特質の不実表示となる虞がある場合

(d) 育成者の名称について誤解を与え易い場合

(d) 当該植物品種の保護登録出願の出願日前に既に保護されている商標、商号又は地理的表示と同一であるか、又は混同を生じる程に類似する場合

(e) 当該品種の収穫物の名称と同一であるか又は類似する場合

(e) 他の何れかの組織又は個人の先の権利に影響を及ぼす場合

(g) 他の何れかの組織又は個人の先の権利に影響を及ぼす場合

(4) 植物品種の増殖素材の販売の申出をし又はそれを市場に出す如何なる組織又は個人も、記載された保護期間の満了後であっても保護証における名称としての植物品種の名称を使用しなければならない

(5) 植物品種の名称が市場における販売又は申出のために既に登録されている植物品種の名称と類似の商標、商号又は表示と結合しているときは、当該名称は、容易に識別性を有するものとする。

## 第 165 条. 植物品種に係る権利の登録

(1) ベトナムの組織若しくは個人、又はベトナムにおいて居所の恒久的住所若しくはベトナムにおいて植物品種の営業若しくは生産事業所を有する外国の組織若しくは個人 本法の第 157 条に規定する組織・個人は、直接的、又はベトナムにおけるその法定代理機関を通じて植物品種に係る権利の登録出願(以下「保護出願」という)をすることができる。

(2) 以下の条件を満たす組織は、植物品種に対する権利の代理組織として植物品種に対する権利の代理業務の経営をすることができる。

(a) ベトナムにおける外国の法律事務所を除き、適法に設立され運営されているベトナムの企業、合作社、法律事務所又は科学技術サービス組織であること。

(b) 植物有権代理業務を遂行する機能を有し、それが活動登録証明書又は経営登録証明書(以下両者を「経営登録証明書」という)に記録されていること。

(3) 本条の(4)と(5)に規定する条件を満たす組織の所長又は当該所長により授権された者は、植物品種に係る権利の代理業務を遂行することができる。

(4) 以下の条件を満たす個人は、植物品種に係る権利の代理業務を遂行することができる。

(a) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書があること。

(b) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行組織に勤めていること。

(5) 以下の条件を満たす個人は植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書を発給される。

(a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと

(b) ベトナムで恒久住居していること

(c) 大学終了証明書を持っていること

(d) 植物品種への権利に関する法律の分野で連続の 5 年間以上直接的に従事している、又は国内外の機関で植物品種への権利の登録願書の審査を連続の 5 年間以上直接的に従事している、或いは権限のある機関によって承認された植物品種への権利に関する法律のトレーニングコースを卒業したこと。

(d) 植物品種への権利の実施を策定・確保する権限を持っている国家機関に勤めている公務員でないこと。

(e) 権限のある機関が主催した植物品種への権利の代理業務に関する試験に合格したこと。

(6)合法的な出願代理者と植物品種への権利の代理業務組織については細則で規定する。

## 第 186 条. 保護証所有者の権利

(1)保護証所有者は、保護植物品種の増殖素材に係る次の権利を行使し、又は他人が行使することを許可する権利を有する。

(a) 生産又は繁殖;

(b) 増殖目的での処理;

(c) 販売の申出;

(d) 販売その他マーケティング;

(d) 輸出;

(e) 輸入;

(g)本項の(a), (b), (c), (d), (d)及び(e)に列挙する目的の何れかを行うための保管

(2) 本条の(1)に規定する植物品種に関わる保護証所有者の権利は、保護植物品種の増殖素材を違法的に使用して得た収穫素材に対して適用される。但し、当該所有者は、増殖素材に関わる権利を合法的に実施するチャンスがあるにもかかわらず、実施しなかった場合を除く。

(3)当該人は第 188 条に従い、当該植物品種を他人が使用することを禁止する権利を有する。

(4)当該人は、植物品種に係る権利を相続若しくは遺贈し、又は第 XV 章に従い移転させる権利を有する。

## 第 187 条. 保護証所有者の権利の範囲の拡大

保護証所有者の権利は、次の植物品種に対して拡大されることとする。

(1) 保護された植物品種に主に由来する植物品種。ただし、当該保護された植物品種自体が他の保護された植物品種に主に由来する場合を除く。植物品種は、当該植物品種が保護された品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特質の表現を依然として保有しているときは、保護された植物品種に主に由来するものとみなす。但し、当該保護された品種に対する作用から生じる相違の特質を除く。

(2) 当該保護された植物品種と明確には異なる植物品種

(3) 植物品種であって、その生産が保護された植物品種の反復使用を必要とするもの

## 第 190 条. 植物品種保護証所有者の権利に対する制限

(1) 次の行為は、保護された植物品種に係る権利の侵害とはみなさない。

(a) 植物品種を非商業目的で私的に使用すること

(b) 植物品種を試験育成目的及び科学的研究目的で使用すること

(c) 本法の第 187 条に規定する場合を除き、保護された植物品種から識別される他の植物新品種を創出するために植物品種を使用すること

(d) 生産家が、自らの耕作地における来季の増殖及び栽培のため、保護された植物品種からの収穫物を使用すること

(2) 次の行為を除き、植物品種に係る権利は、保護された品種の何らかの素材であって、育成者又はその者の被指名者によりベトナム市場又は外国市場に販売又はその他の方法で持ち込まれたものに関係する行為に対して適用されないものとする。

(a) 当該植物品種の連続増殖に係る行為；

(b) 当該植物品種の増殖素材を、その属又は種が保護されていない国に輸出する 行為。

ただし、当該増殖素材が消費目的のためにのみ輸出される場合を除く。

## 第 194 条. 植物品種に係る権利の譲渡

(1) 植物品種に係る権利の譲渡とは、植物品種の所有者が当該植物品種のすべての権利を譲受人に対して移転させることをいう。譲受人は、所定の手続に従い国家植物品種権管理庁に対する当該譲渡契約の登録の日から、当該植物品種保護証の所有者になるものとする。

(2) 植物品種の権利が共同所有に基づくときは、当該権利の譲渡には全所有者が同意しなければならない。

(3) 植物品種に対する所有権の譲渡は、書面契約によらなければならない。

(4) 国家予算による植物品種に対する所有権の譲渡は、技術移転法の諸規定に従って行われる。

## 第 201 条. 知的所有権の検査, 査定

(1) 知的所有権に関する検査及び査定とは権限のある本条の(2)と(3)に規定する組織又は個人が知的所有権における自らの知識及び専門的意見を使用して知的所有権侵害事件に関する事項について評価して結論を出すことをいう。

(2) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、以下の条件を満たす企業、合作社、事業家、法律事務所は、知的所有権の査定を実施することができる。

(a) 法律の諸規定に従って、当該査定に必要な要求を満たせる人材、設備と技術を有すること

(b) 経営登録証明書、事業登録証明書に記述された知的所有権の査定を実施する機能を有すること

(c) 組織の所長又は当該所長により授権された者は知的所有権の査定員カードを持っていること

(3) 以下の条件を満たす個人は、権限のある機関によって知的所有権の査定員カードを発給される。

(a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと

(b) ベトナムに恒久住居していること

(c) 専門家としての倫理観が正しいこと

(d) 査定員カードの発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有し、当該分野で5年間以上の経験を経過して査定業務の試験に合格したこと。

(4) 国家所管当局は、自らが受理した事件を処理するために知的所有権に関する検査、査定を要求する権利を有する。

(5) 知的所有権所有者及び他の関係組織又は個人は、自らの正当な権利及び利益を保護するため知的所有権に関する検査、査定を請求する権利を有する。

(6) 政府は、知的所有権に関する査定を行う組織と作業を具体的に規定する。

## 第 211 条. 行政違反処罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

(1) 次の知的所有権侵害行為のいずれかをする組織、個人は行政違反処罰を受ける。

(a) 著作者、所有者、消費者又は社会に対して損失を及ぼす知的所有権侵害をすること。  
侵害行為を犯すこと

(b) 書面通知が知的所有権所有者により送達されているにも拘らず、知的所有権の侵害行為を終了させないこと

(b) 本法の第 213 条にいう知的所有権の偽造商品を生産し、輸入し、輸送し、取引するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(c) 保護された標章又は保護された地理的表示と同一又は混同を生じる程に類似する標章又は偽造の商標または地理的表示を付したスタンプ、ラベルまたは他の物品を生産し、輸入し、輸送し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(2) 政府は、行政違反処罰を受けるべき知的所有権の侵害行為、処罰の形態、程度とそ  
並びに当該行政罰を科すための手続について具体的に規定する。

(3) 知的所有権に関する不正競争行為を犯した組織及び個人は、競争法令に従って行政違反処罰を受ける。

## 第 214 条. 行政違反処罰及び矯正措置

(1) 第 211 条(1)にいう知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、当該侵害行為を停止し、次の主たる処罰形態のいずれかを受けることとする。

(a) 警告;

(b) 罰金

(2) 知的所有権の侵害行為の度合と性質に応じて、違反した組織及び個人は、次の追加的処罰形態のいずれかを受けることがある。

(a) 知的所有権の偽造商品及び当該偽造商品の製造又は取引に主として使用された素材、原材料及び用具の没収。

(b) 関係事業活動の一定期間の停止。

(3) (1)及び(2)にいう処罰形態に加え、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、次の矯正措置に服することとする。

(a) 知的所有権侵害品の強制破壊、強制頒布、非商業的目的のための強制使用を行う。知的財産権侵害品の製造や取引に用いられた用具、原材料、製造用材料への措置も同様とする。ただし、当該破壊、頒布または使用が知的所有権所有者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。

(b) 知的所有権侵害品でベトナム通過品については、ベトナムの領土からの強制撤去を行う。知的財産権侵害品やそれ(知的財産権侵害品)を製造し、取引するために輸入された用具、原材料については侵害部分を除去した後に強制再輸出を行う。

(4) 知的所有権の侵害行為に対する処罰形態、処罰の権限は、行政違反処罰に関する法律に従って行われること。 (1)(b)にいう罰金額は、発見された侵害商品の価値と少なくとも同等とするが、その価値の5倍を超えてはならない。政府は、侵害商品の価値の決定方法に係る詳細規定を制定する。

## 第 218 条. 税関手続の一時停止の適用に係る手続

(1) 税関手続の一時停止を請求する者が、その者の第 217 条に規定する義務を適切に履行しなかったときは、税関は、関係商品ロットに関する税関手続の一時停止に関する決定を発出しなければならない。

(2) 税関手続の一時停止期間は、税関手続の停止に関する決定の発出の日から税関手続の一時停止の申請者がその一時停止に関する税関機関の通知を受領した日から 10 日間とする。税関手続の停止の申請者が正当な理由を有し、かつ、第 217 条(2)にいう追加金額を供託した場合、この期間は、20 日まで延長することができる。

(3)(2)に規定の期間の満了時に、税関手続の停止を請求する者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関が商品ロットの輸入者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、税関は次の責任を果たさなければならない。

(a) 当該商品ロットに係る税関手続の完成を継続すること;

(b) 税関手続の停止を請求する者に対して、強制的に、税関手続停止の不合理な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を補償させること、及び税関が被った商品の保管保存経費並びに税関に関する法律及び規則に従い税関及び他の関係組織及び個人が被ったその他の費用を支払わせること

(c) 税関手続の停止を請求する者に対して、義務を履行し、かつ、(b)にいう全費用支払の後に、供託保証金の残額を償還すること。

## 第 220 条. 経過規定

(1) 本法発効日前に適用の法定書類に基づいて保護されていた如何なる著作権又は隣接権も、それが発効日現在なお保護期間にあるときは、本法に基づいて引き続き保護されるものとする。

(2)本法の発効日前に所管当局に対して提出済みの著作権、隣接権、発明、実用新案、工業意匠、商標、原産地名称、回路配置、植物新品種の登録出願書類は、出願時の法定書類に従い取り扱われるものとする。

(3)本法の発効日前に適用の規定に基づいて付与された保護証書により付与されたすべての権利及び義務、並びにこれらの保護証書に関する維持、延長、訂正、満了、無効化、使用権の移転、所有権の譲渡、紛争の解決は、本法に従うことを条件とする。ただし、保護証書の無効化は、その証書の発給の検討に適用された有効な法的文章の諸規定に従うこととする。この規定は、本法が発効前に有効になった法律に従って発行された商品の生産地の名称を掲載する決定に対しても適用される。工業所有権を管理している国家機関は、商品の生産地の名称に関する地理的表示の登録証明書の発給手続きを行う。

(4) 営業秘密、地理的表示、商号、及び工業所有権の保護並びに工業所有権関係の不正競争に対する権利の保護に関する政府の 2000 年 10 月 3 日付け政令第 54/2000/ND-CP 号に基づいて存在し保護されている営業秘密及び商号は、引き続き保護されるものとする。

(5)本法の発効日から、(4)にいう政令に基づいて保護されたものを含む地理的表示は、本法の諸規定に従って登録されたときにのみ、保護されるものとする。

## 第 2 条

50/2005/QH11 号の知的財産法の第 11 条の 2.、3.、5.、及び第 50 条の 2. a.、第 51 条の 4. に記述した「文化情報省」を「文化スポーツ観光省」で変更する。

## 第 3 条

1. 本法は、2010 年 1 月 1 日から施行する効力を有する。

2. 政府は、本法に規定する条項の実施詳細と実施案内を作成し、国家管理の面での要求を満たすために本法の他の必要な内容について案内する。

本法は、2009 年 6 月 19 日にベトナム社会主義共和国第 12 期国会第 5 回会議によって裁可された。

## 国会主席

グエン・フー・チョン